

第1章 防火管理

第1 防火管理者

1 防火管理業務の委託について

防火管理業務の委託とは、一つの防火対象物において、複数の管理権原者が一人の防火管理者を共同して選任すること及び防火管理者の業務を外部委託することを言い、防火管理上必要な業務（以下「防火管理業務」という。）を適正に実施することが困難な防火対象物（施行規則第2条の2）は、次のいずれかの条件を満たし、かつ消防長又は消防署長が認めるものとする。なお、防火管理業務を委託された防火管理者は、当該防火対象物内に防火管理業務を補佐する防火担当責任者を指定し消防計画に明示しておくものとする。

（1）防火管理業務を適正に実施できる者が、市外に勤務又は居住していること

（2）次に掲げる事由

ア 身体的事由（高齢、病気等）

イ 日本語が不自由であり、防火管理業務の適正な実施が困難であること

ウ 所有者又は占有者が頻繁に代わるため、防火管理者の選任が困難であること

エ 従業員がいらない又は極めて少ないため、防火管理者の選任が困難であること

オ その他、消防長又は消防署長が防火管理上必要な業務が適切に遂行できないと認める事由があること

2 防火管理業務の委託の要件について

（1）委託側から防火管理上必要な業務を適切に遂行するための必要な権限が付与されたことが確認できる文書が受託側に交付されていること。

（2）委託側から防火管理上必要な業務の内容を明らかにした文書が交付されていること。

（3）委託側から委託対象物の位置、構造及び設備の状況その他防火管理上必要な事項が記された文書が提供されていること。

3 工事中の防火対象物における防火管理について

（1）法第8条第1項に規定する防火対象物の防火管理者は、次の各号に該当するときは、工事中の防火管理に係る消防計画を作成し、消防署長に届け出なければならない。

ア 増築、改築又は大規模な修繕若しくは模様替えの工事により、法第17条の消防用設備等若しくは特殊消防用設備等の機能を停止させるもの若しくは機能に著しく影響を及ぼすもの又は廊下、階段、出入口その他の避難施設の機能の確保に支障を及ぼすもの。

イ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 7 条の 6 第 1 項第 1 号の規定に基づき、特定行政庁に認定の申請がなされたもの。

（２）前項の工事中の防火管理に係る消防計画の届出は、工事中の消防計画作成届出書（別記様式第 1 号）により届け出なければならない。

4 消火訓練及び避難訓練の通報方法について

施行規則第 3 条第 11 項に規定する通報は、消防訓練実施計画書（別記様式第 2 号）を消防署長に届け出るもの又は e-Gov 電子申請等によるものとする。

第 2 収容人員の算定

1 固定イスについて

飲食店の収容人員の算定は、施行規則第 1 条の 3 に規定のとおり、容易に移動できないものを固定式のいすとして算定し、テーブル席等で使用されている移動可能ないすについては、客室部分の床面積を 3 ㎡で除して収容人員を算定する。

また、施行規則第 1 条の 3 で、施行令別表第一（３）項以外の算定方法に記載されている固定式のいすについても同様の解釈とする。

（※昭和 37 年自消丙予発第 70 号「飲食店および公衆浴場の収容人員の算定方法について」）

（※昭和 48 年消防予第 140 号、消防安第 42 号「観覧、飲食または休憩の用に供する固定式のいすの解釈について」）

（※昭和 48 年消防予第 140 号、消防安第 42 号「固定式のいすの法解釈上の疑義について」）

2 共同住宅部分の収容人員の算定について

防火管理者については、居住者の数で算定する。消防用設備等の設置に関しては、以下の表のとおり算定する。

部屋の タイプ	単身者 専用	1 K、1 DK 1 LDK、2 DK	2 LDK 3 DK	3 LDK 4 DK	4 LDK 5 DK	1 室増す ごとに
居住者 の数	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	1 人追加

第 3 消防計画

無し

第 4 防火対象物定期点検報告制度

1 集会場の防火対象物定期点検報告について

地区の集会場で、市又は町内自治会により設置及び管理する集会場であり、その使用が地区住民等の特定の者に限られ、その者の会議及び研修会等使用するものであって、かつ、営利活動には使用しない場合は、防火対象物定期点検報告は不要とする。この場合、営利目的に使用しないことが記載された文書を要する。

（※昭和 48 年消防安第 22 号「利用者が特定されている集会所は令別表第 1（15）項で規制でき

ないか」)

(※平成 16 年消防令第 207 号「防火対象物定期点検報告制度に関する執務資料について」)

第 5 防災規制

1 防災防火対象物

(1) 防災規制を受ける防火対象物の部分等

法第 8 条の 3、施行令第 4 条の 3 で防災規制を受ける防火対象物には、次の部分等も含むものとする。

ア 防災防火対象物の屋上部分及び防災防火対象物のポーチ、バルコニー等の外気に開放された部分（昭和 61 年 4 月 30 日建設省住指第 155 号「床面積の算定について」によること。「床面積の算定について」参照）

イ 防災規制を受ける用途と受けない用途で構成される複合用途防火対象物で、防災防火対象物の用途に供する廊下、階段等の共用部分

ウ サイロ、危険物の貯蔵タンク、ガスの貯蔵タンク等

当該対象物は、規則第 4 条の 3 第 1 項第 3 号に規定する貯蔵槽に該当する。
(昭和 44 年消防予第 265 号)

(2) 次の防火対象物のその部分には、防災物品を使用すること。

ア 防災防火対象物以外の防火対象物で、みなし従属された飲食店、物品販売店舗、診療所等の部分（昭和 50 年消防予第 41 号、消防令第 41 号通知）

2 防災対象物品

(1) 法第 8 条の 3 第 1 項、施行令第 4 条の 3 第 3 項の防災対象物品には、次の物が含まれるものであること。

ア 仕切りに用いられる布製のアコーディオンドア、衝立て

イ 室内装飾のために壁に沿って下げられている布製のもの

ウ 布製ののれん、目隠布、装飾幕、紅白幕等で、下げ丈がおおむね 1 m 以上のもの

エ 映写用スクリーン（劇場、映画館等で使用されるもの）

オ 展示会場で用いられている合板で、台、バックスクリーン、仕切用等を使用されるもの

カ 店舗部分で、商品の陳列棚としてではなく、天井から下げられた状態又はパネル等として使用される合板

キ 人工芝、ござ

ク 試着室に使用される目隠布

ケ 昇降機（エレベーター）の床・壁の内面保護等のための敷物等（2 m²を超えるもの）

(2) 次のものは、防災対象物品に含まれないものであること。

ア 大きさが 2 m²未満のじゅうたん等（一辺 30 cm 程度で正方形のマット 状のもの等は継ぎ合わせた状態の大きさとする）

- イ 高層建築物で、消防安第 49 号又は消防予第 170 号の特例基準に適合する共同住宅等の住居部分に使用されるじゅうたん等
- ウ 接着剤等で床に貼られ床と一体となっている合成樹脂製床シート及びプラスチックタイル(昭和 54 年消防予第 118 号)
- エ 畳
- オ じゅうたん等の下に敷くクッション材として使用されているアンダーレイ、アンダークッション、アンダーフェルト
- カ 屋外の観覧場のグラウンド、フィールド等に敷かれているじゅうたん等
- キ プラスチック製ブラインド、木製ブラインド
- ク プラスチック製すだれ、木製すだれ
- ケ 外壁にそって垂れ下がっている広告幕
- コ のぼり
- サ シャワーカーテン

3 防災表示について

防災対象物品について、防災表示がなくなった場合には、防災性能を有することを証明できるものの写しを要する。

例)・防災性能を有することがわかる仕様書又はカタログ

- ・防災対象物品に防災表示が取り付けであったことが証明できる写真

第 2 章 消防用設備等の設置

第 1 無窓階

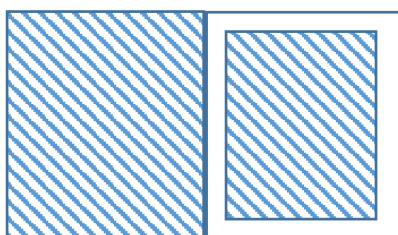
1 有効開口部について

最大に開いた状態における開放部分の面積を原則とし、施行規則第 5 条の 5 第 1 項で規定する大きさを有する開口部及び直径 0.5m 以上の円が内接できる引き違いガラス窓で、同条第 2 項各号の規定を満たし、「2 開口部の条件」に適合する場合は、「無窓階の判定、解釈について」(昭和 57 年消防予第 102 号)に従い、両面とも有効開口部として算定する。【算定図 1 参照】

なお、直径 1 m 以上又は 0.5m 以上の円が内接できる引き違いガラス窓を固定した場合は、FIX と同様に取り扱い、サッシ部分は含めず算定する。【算定図 2 参照】

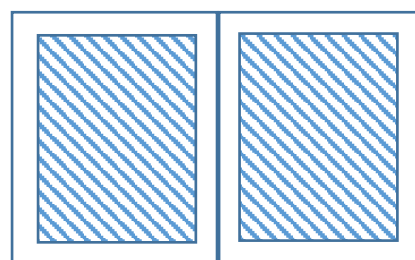
【算定図 1】

(引き違いガラス窓)



【算定図 2】

(引き違いガラス窓を固定した場合) FIX 扱い



(※昭和 48 年消防予第 140 号「無窓階の判断基準について」)

(※昭和 57 年消防予第 102 号「無窓階の判定、解釈について」)

2 開口部の条件

次表の開口部は、施行規則第 5 条の 5 第 2 項第 3 号に規定する「内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」として取り扱うものとする。

ガラスの種類・厚さ		開口部の条件	判定	
			足場有り	足場なし
普通板ガラス フロート板ガラス 磨き板ガラス 型板ガラス 熱線反射ガラス 熱線吸収板ガラス	厚さ 6mm 以下	引違い	○	○
		FIX	○	○
網入り板ガラス 線入り板ガラス	厚さ 6.8mm 以下	引違い	○	○
		FIX	×	×
	厚さ 10mm 以下	引違い	○	×
		FIX	×	×
強化ガラス	厚さ 5mm 以下	引違い	○	○
		FIX	○	○
超耐熱性結晶化ガラス	厚さ 5mm 以下	引違い	○	○
		FIX	○	○
合わせガラス	フロート板ガラス 6mm 以下 + PVB30mil(膜厚 0.76mm 以下) + フロート板ガラス 6mm 以下のもの	引違い	○	○
		FIX	×	×
	網入り板ガラス 6.8mm 以下 + PVB30mil(膜厚 0.76mm 以下) + フロート板ガラス 5mm 以下	引違い	○	○
		FIX	×	×
	フロート板ガラス 5mm 以下 + PVB60mil(膜厚 1.52mm 以下) + フロート板ガラス 5mm 以下	引違い	○	×
		FIX	×	×
	網入り板ガラス 6.8mm 以下 + PVB60mil(膜厚 1.52mm 以下) + フロート板ガラス 6mm	引違い	○	×
		FIX	×	×

	フロート板ガラス 3 mm 以下 + PVB60mil (膜厚 1.52mm 以下) + 型板ガラス 4 mm 以下	引違い	○	×
		FIX	×	×
倍強化ガラス		引違い	×	×
		FIX	×	×
複層ガラス	構成するガラス（網入り板ガラス及び線入り板ガラスは、厚さ 6.8mm 以下のものに限る。）ごとに本表により全体の判断を行う。			

○：有効開口部 ×：有効開口部として取扱不可

※足場とは、避難階、バルコニー等で消防隊が破壊作業できる場所をいう。

※PVB とは、ポリビニルブタチール膜をいう。

（※昭和 50 年消防安第 65 号「外壁面にバルコニー等がある場合の開口部の算定について」）

（※昭和 57 年消防予第 102 号「無窓階の判定、解釈について」）

（※平成 19 年消防予第 111 号「合わせガラスに係る破壊試験ガイドラインの策定及び無窓階の判定等運用上の留意事項について」）

3 窓に貼付されたフィルム

次の全ての条件を満たせば、有効開口部の算定の対象とする。

（１）ガラスの種類は、「普通板ガラス、フロート板ガラス、磨き板ガラス、型板ガラス、熱線吸収板ガラス、熱線反射ガラスで厚さ 6 mm 以下」「強化ガラス、耐熱板ガラスで厚さ 5 mm 以下」であること。

（２）以下のフィルムであること。

ア 窓ガラス用フィルム A（足場あり、なしを問わない）

（ア）PET 基材（JIS A 5759 に規定するもの）で基材の厚さが 100 μ m (= 0.1mm) 以下のもの。（内貼り用、外貼り用を問わない。多積層タイプ（※①）を除く。）

（イ）塩化ビニル基材で基材の厚さが 400 μ m 以下のもの。（内貼り用、外貼り用を問わない。）

イ 窓ガラス用フィルム B（足場ありに限る）

（ア）PET 基材で基材の厚さが 100 μ m を超え 400 μ m 以下のもの。（内貼り用、外貼り用を問わない。多積層タイプ（※①）を除く。）

（イ）PET 基材の多積層タイプ（※①）で、基材の厚さが 100 μ m 以下のもの。（内貼り用、外貼り用を問わない。）

※①多積層タイプとは、引裂強度を強くすることを目的として数十枚のフィルムを重ねて作られたフィルムのこと。

※PET とは、ポリエチレンテレフタレートをいう。

（※平成 23 年事務連絡「消防用設備等に係る執務資料の送付について」）

4 敷地外の空地に面する開口部（既存防火対象物に限る。）

国、地方公共団体等の管理する以外の敷地外の空地については、空地の所有者が確認できる公的書類の写し及びその所有者の承諾書（避難経路として使用を認める内容）がある場合は、有効開口部として認める。ただし道又は道に通ずる幅員 1 m 以上の空地が維持できなくなった場合は、この限りではない。

5 棚、ラック等

開口部の前面に棚、ラック等が設けられている場合、それらが容易に移動できるキャスター付きのものであれば、その開口部は有効開口部の算定の対象とする。

また、開口部下端（内外問わず）にある棚、ラック、室外機等で避難又は消防隊の進入が容易にできるものも有効開口部の算定の対象とする。

（※昭和 50 年消防安第 65 号「無窓階の取扱いに関する疑義について」）

6 庇

庇（避難及び消火活動が有効にできるものに限る。）がある場合は、庇の先端から 1 m 以上の空地があれば、庇の上方に設けられた開口部も有効開口部の算定の対象とする。

（※昭和 48 年消防予第 140 号、消防安第 42 号「無窓階の判断基準について」）

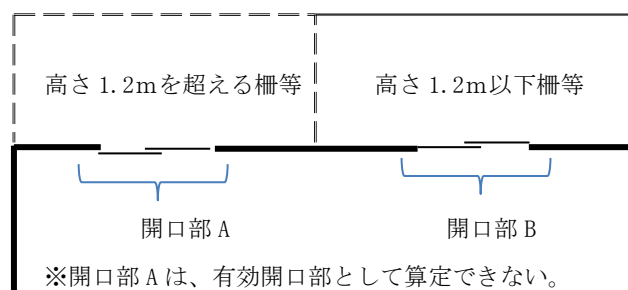
（※昭和 50 年消防安第 65 号「通路その他の空地」の解釈について」）

7 ポーチ、ピロティ等の床面積の扱い

ポーチ、ピロティ等十分に外気に開放されている部分で、かつ、屋内的用途に該当する部分については、建築基準法上、床面積に算定される。無窓階の判定を行う場合は、その部分の床面積を除外して算定するものとする。

8 通路その他の空地の柵等

施行規則第 5 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する通路その他の空地に、地盤面から 1.2m を超える高さの塀、柵、門扉等を設けた部分の開口部は、有効な開口部とは認めないものとする。ただし囲われた空地の面積等が避難上及び消防活動上支障のないものであればこの限りではない。



9 シャッター等の水圧開放装置の設置箇所

水圧開放装置の設置箇所は、床面からの高さが 0.5m 以上 1 m 以下となる箇所に設けること。

(※シャッター等の水圧開放装置に関する取扱いについて（昭和52年消防予第251号））

(※スプリンクラー設備等の送水口の基準（平成13年消防庁告示第37号））

10 昭和49年12月31日以前に建築された防火対象物（新築、増築の工事中のものを含む。）の無窓階について

（1）昭和49年12月31日以前に建てられた防火対象物は、避難上又は消火活動上有効な開口部の面積が、床面積に対して30分の1以下の場合を無窓階とする。なお有効な開口部とは、最大開口部分に直径50cmの円が内接する開口部をいう。

（2）既存の対象物で、昭和50年1月1日以降に、増築や改築等により開口部に事情の変更が生じた場合は以下のいずれかにより取り扱う。

ア 既存の対象物が施行規則第5条の5に適合していた場合

施行規則第5条の5に基づき有効開口面積を算定し、無窓階の判定を行う。

イ 既存の対象物が施行規則第5条の5に適合していなかった場合

前号の規定により有効開口面積を算定し、無窓階の判定を行う。

第2 防火対象物の項別判定

1 集会場について

項別判定は、（1）項ロとする。（「地区民の会議等に使用」「平時は無人」「営利目的の団体に貸出しない」という条件であれば、消防用設備等は（15）項に準じて設置させることができる。また、延べ面積150㎡未満の集会場については、収容人員の算定は原則（15）項として取り扱うものとし、実情に即した算定により50人以上となる場合には、防火管理者を選任させるものとする。

2 自動車展示場併用修理工場について

自動車展示場併用修理工場で展示場部分が150㎡以上の場合は、（4）項又は（16）項イとし、展示場が150㎡未満のものについては、（12）項イとして取り扱う。

3 個室について

（2）項ニに準ずる用途で、個室とは何らかにより四方を囲まれて天井面から開放性の高い空間であっても、個別の空間になるものは個室とする。

（※平成20年消防予第200号「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」）

4 小規模の学習塾等について

小規模の単体防火対象物、共同住宅の一室又は複合用途防火対象のテナントとしての学習塾、着付け教室、英会話教室及びダンス教室等の項別判定については、次のいずれにも該当する場合、その部分を（15）項として扱う。

（1）同時に受講できる生徒数40人以下

（2）教員、講師の総数3人未満

- (3) 校舎（部屋）の面積は、教室、管理室、便所等を含め 115.70 m²未満
かつ同時に授業を行う生徒 1 人当たり 2.31 m²未満
(※各種学校規程（昭和 31 年文部省令第 31 号）第 8 条第 1 項、第 10 条第 1 項）

5 駐輪場について

自転車及び原動機付自転車の駐輪場は（15）項として取り扱う。

「原動機付自転車」とは、道路運送車両法第 2 条第 3 項に規定する、原動機の総排気量が 125cc 以下又は定格出力が 1.00kw 以下の二輪車や、原動機の総排気量が 50cc 以下又は定格出力が 0.6kw 以下の三輪以上の車両をいう。

6 「おおむね等しい」の解釈について

「施行令別表第 1 に掲げる防火対象物の取り扱いについて（昭和 50 年消防予第 41 号、消防安第 41 号）2（3）」に記載の「おおむね等しい」の解釈については、以下の例による。

例）一般住宅の面積＝A、防火対象物の面積＝B とする。

$(A/A+B) - (B/A+B) = \pm 0.05$ の範囲を「おおむね等しい」とする。

7 子ども食堂について

子ども食堂は（3）項ロとして取り扱う。

8 産後ケア事業所について

母子健康法第 17 条の 2 第 1 項第 1 号に該当する短期入所【宿泊型】は（6）項イ（3）、母子健康法第 17 条の 2 第 1 項第 2 号に該当する通所事業【通所型】は（6）項イ（4）として取り扱う。

第 3 施行令第 32 条について

1 申請について

- (1) 施行令第 32 条の規定による消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準の特例を受けようとする者は、消防用設備等の設置基準特例適用申請書（別記様式第 3 号）により、消防長又は消防署長に申請するものとする。
- (2) 消防長又は消防署長は、申請の内容を審査し消防用設備等の設置基準の特例適用を認めるときは、消防用設備等の設置基準特例適用承認通知書（別記様式第 4 号）を、特例適用を認めないときは、消防用設備等の設置基準特例適用不承認通知書（別記様式第 5 号）により申請者へ通知するものとする。
- (3) 消防長又は消防署長は、特例適用を認めた防火対象物について、調査結果が承認条件と相違するため、承認を取り消すときは、消防用設備等の設置基準特例適用承認取消通知書（別記様式第 5 号の 2）により通知するものとする。

2 複合用途防火対象物等における自動火災報知設備の取扱い

複合用途防火対象物で、平成 14 年消防予第 595 号で定める特例基準の適用範囲に該当する対象物については、施行令第 32 条を適用する。ただし、自動火災報知設備の未設置以外に消防法令違反がないことを条件とする。

3 冷凍室または冷蔵室の用途に供する消防用設備等の設置について

昭和 45 年消防予第 172 号で定める特例基準の適用範囲に該当するものについては、施行令第 32 条を適用する。

4 連結送水管の樹脂配管について（令和 2 年消防予第 14 号通知）

認定取得した樹脂管の使用は埋設部分のみ可とし、施行令第 32 条の適用とする。

5 仮設建築物における消防用設備等の取扱い

建築基準法第 85 条に規定する仮設建築物の消防用設備等は、通常の建築物と同様に、規模、用途等に応じて消防用設備等を設置させるものとする。ただし、定期的に巡視する等、容易に火災を感知できる措置を講じ、かつ定期的に消防訓練を実施する場合において、次に掲げる消防用設備等に応じ、施行令第 32 条を適用することができる。

（１）屋内消火栓設備、スプリンクラー設備

次のいずれかの消防用設備等が設置されること。

ア 動力消防ポンプ設備

イ パッケージ型消火設備

パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成 16 年消防庁告示第 12 号）第 3「パッケージ型消火設備を設置することができる防火対象物の要件」のうち、「地階、無窓階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所を除く」の規定は適用しない。

ウ 移動式粉末消火設備

（２）自動火災報知設備

無線連動型住宅用火災警報器が設置されること。また、非常警報設備が設置されること。

（３）非常警報設備（非常放送）

業務用放送設備により避難誘導ができること。

（※昭和 38 年自消丙予発第 59 号「消防法施行令第 32 条の特例基準等について」）

（※平成 23 年消防庁事務連絡「応急仮設住宅等に係る執務資料の送付について」）

6 特例の内容が軽微なものとして「消防用設備等の設置基準特例適用申請」を要しない防火対象物の取扱いについて

以下に掲げる消防用設備等は、消防長が火災の発生又は延焼の恐れが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができると認めるものとして、令第 32 条の規定を適用し、その申請及び承認の手続きを経ずとも、設置を省略することができる。

（１）非常警報器具の設置義務対象となる令第 24 条第 1 項に規定する防火対象物においては、比較的小規模な対象物であり、非常警報器具の設置がなくとも、肉声等により容易に火災の発生を報知することができるもの。

（２）誘導灯の設置義務となる特定用途以外の防火対象物（100 m²以下）

- (3) 誘導灯の設置義務となる単体用途防火対象物の個人住宅部分
- (4) 誘導標識の設置義務となる特定用途以外、かつ、普通階である防火対象物においては、誘導標識の設置がなくとも、火災等の発生に際して容易に避難することができるもの。
- ※ 上記(1)から(4)は、現に存する防火対象物にあっても同様に取り扱うものとする。

第4 建築物が庇等で接続されている場合の取扱いについて

建築物と建築物が庇（屋根、軒先等を含む。以下同じ。）で、相互の建築物が接続されている場合は、原則一棟とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、別棟として取り扱って差し支えない。

- (1) 庇と建築物が構造的に結合されていないこと。
- (例) 庇と建築物がボルトで固定されていない
- (2) 相互の建築物の庇が、一方の建築物に被さっている場合、接している場合、又は建築物と庇の隙間を樹脂等で埋めている場合。
- (3) 相互の建築物で雨どいを共用している、給排水管、冷暖房等の配管類を共用している場合。

(※昭和53年消防予第32号・昭和54年消防予第173号)

第5 建築基準法関係

1 庇の屋内的用途に供する部分の床面積について

庇の床面積への算入は、庇全体を床面積に算入するのではなく、屋内的用途に供する部分のみを床面積に算入する。但し、屋内的用途に供される部分を確定することが困難な場合は、庇の先端から1m後退した部分から床面積に算入する。
(岐阜県建築基準法運用指針 第5章Ⅱ建築物の床面積の算定)

2 建築物竣工後に設けられた床の取扱いについて

階と階の間に増築された床（以下「中間床」という。）についての取り扱い。

- (1) 建築基準法令による規制は、建築主事等の判断による。
- (2) 消防法令による規制は、次による。
 - ア 床として取り扱われる中間床は、階数に算入するものとして、次のイ又はウに該当する場合の施行令第11条第3項第1号及び施行令第26条第1項の適用を除き法令どおり規制する。
 - イ 次の(ア)又は(イ)に該当する場合の施行令第11条第3項第1号の適用については、それぞれの定めるところによる。
 - (ア) 一の中間床の床面積(2以上の中間床相互の距離が1m未満である場合は、それぞれの床面積を合算した数値。図2参照)が50㎡未満

の場合は、下階からの屋内消火栓設備又は代替設備のホースが中間床の最遠部に届けば屋内消火栓設備を設けなくてもよい。

(イ) 一の中間床の床面積が 50 m²以上の中間床相互の距離が 1 m 以上の場合は、施行令第 11 条第 3 項第 1 号の規定にかかわらず、各々に屋内消火栓設備を設けること。（防火対象物又はその部分が施行令第 11 条第 1 項に該当することが前提である。）。

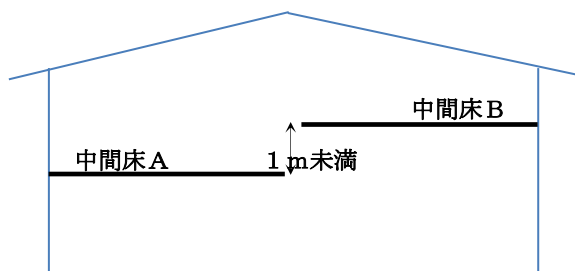
ウ 固定されている階段等が存しない中間床の部分には、施行令第 26 条第 1 項の規定に関わらず誘導灯を設置しないことができる。また、階段等が設置されている中間床で床面積が 50 m²未満の場合も誘導灯を設けなくてもよい（無窓階も含む。）。

エ (2) イの中間床で、(2) イ (ア) に該当し、下記 (ア) の場合は、自動火災報知設備の発信機及び地区音響を設けなくてもよい。

(ア) 下階の地区音響が容易に聞き取ることができるように壁等の区画がなく開放されている状態であれば当該部分に発信機及び地区音響を設ける必要がない。

(3) (2) イ (ア)、ウ及びエについては、施行令第 32 条を適用する。

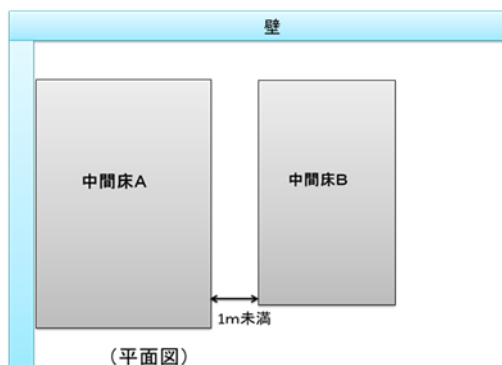
(図 1)



(断面図)

中間床Aと中間床Bは同一階として取り扱う。

(図 2)



(平面図)

第3章 消防用設備等の技術基準

第1 消火設備

1 消火器

(1) 業務用消火器を設置すること。住宅用消火器は不可。

(2) 設置本数の算出

消火器は、必要能力単位をみだし、かつ、水平距離 15m以下ごとに設置する。

ただし体育館等の区画の無い大空間についてはこの限りではない。

(3) 設置する高さ

床面からレバーまでの高さを 1.5m以下とする。

(4) 文化財収容建築物の消火器設置本数

重要文化財等の指定を受けた建造物は、施行令別表第1 (17) 項の防火対象物として消火器の設置義務があるが、掛け軸、仏像の収容物は建造物に当たらないため、消火器の設置義務はない。

2 消火器の付加設置について

施行令第10条第1項各号に掲げる防火対象物又はその部分(※②)に、施行規則第6条第4項から第5項までに規定する変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備がある部分及び鍛造所、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所に設ける消火器は、次によること。

※② 防火対象物の全体に設置及び維持するものとする場合と防火対象物の部分に限って設置及び維持するべきものとする場合がある。施行令第10条第1項第5号に規定する「床面積 50 m²以上の地階、無窓階又は3階以上の階」などがこれに該当する。

例) ・防火対象物の屋上に設置される変電設備は、その部分に該当する。

・コンビニエンスストアの同一敷地内にある変電設備は、その部分に該当しない。

(1) トンネル炉の消火器設置基準

炉の周囲 3 m (一方が壁まで 3 mないときはその距離) を加えて面積を 25 m²で除して求める。

(2) ネオン管灯設備

ネオン管灯設備で、消火器の有効活用ができる対象物については設置を指導する。

(3) 電気設備

施行規則第6条第4項に規定する「変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備」とは、次に掲げるものをいう。

ア 高圧又は特別高圧の変電設備 (全出力 50kw 以下のものを除く。)

イ 燃料電池発電設備 (条例第10条の2第2項又は第4項に定めるものを除く。)

- ウ 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの（条例第14条第4項に定めるものを除く。）
- エ 蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く）
- （4）前（3）の場所に消火器を設置する場合の施行規則第6条第5項に規定する「当該場所の床面積」の取扱いは、以下のとおりとすること。
- ア 専用室である場合は、当該室の床面積とすること。
- イ 専用室以外の場所で、当該設備が不燃材料で覆われている場合又は当該設備を取り扱う部分が不燃材料で覆われている場合は、当該設備を取扱う部分がフェンス等で明確に区分され、火災予防上支障がない場合は、当該火気使用設備等の据付面積とすること。
- ウ 専用室以外の場所で、イに掲げる場合以外の場合は、当該設備が据え付けられた部分の周囲に火災予防上安全な距離で囲まれた部分の面積（同一室内に火気使用設備等が2箇所以上設置されている場合はその合計面積）
- なお、「火災予防上安全な距離」は、設置される火気使用設備等の性能、周囲の建築物の可燃性の部分又は可燃性物品の状況その他の状況から安全と認められる距離とすること。
- （5）火気を使用する設備
- 施行規則第6条第5項に規定する「鍛造所、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所」とは、次に掲げる火気を使用する設備が設けられた場所をいう。
- ア 熱風炉
- イ 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉
- ウ 据付面積2㎡以上の炉
- エ 入力70kw以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。）
- オ ボイラー又は入力70kw以上の給湯湯沸設備（個人の住居に設けるもの又は労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第1条第3号に定めるものを除く。）
- カ 乾燥設備※（衣類乾燥設備は、据付面積が1㎡未満のもの又は乾燥内容積が1㎡未満のもの、前記以外の乾燥設備は、入力3kw以下のもの、若しくは個人の住居に設けるものを除く。）
- 能力単位数＞火気使用場所部分の床面積（㎡）/25
- 床面積の算定については、次によること。
- （ア）室を形成する場合は当該室とする。

(イ) 室を形成しない場合

条例第 3 条第 1 項に規定する離隔距離で囲われた部分の床面積とする。

※乾燥設備は以下のものをいう

- ・ 気体燃料を使用する乾燥設備（衣類乾燥機のみ）
- ・ 上記以外の乾燥設備
- ・ 電気乾燥器（動力を用いない食器乾燥器に限る）
- ・ 電気乾燥機（衣類乾燥機、食器洗い乾燥機、食器乾燥機に限る）

キ サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）

ク 入力 70kw 以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機

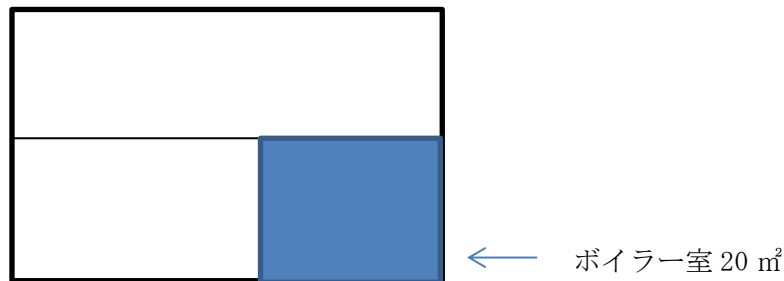
ケ 火花を生ずる設備

コ 放電加工機

サ 飲食店等小規模ガスコンロ設置場所及び社員食堂の厨房等（給湯のみの使用及び電磁誘導加熱式調理器は除くものとする。）

(6) 施行令第 10 条第 1 項の規定に基づき防火対象物に設置される消火器が施行規則第 6 条第 5 項に規定するボイラー室、乾燥室その他多量火気を使用する場所に設置される消火器と同一の適応性を有し、かつ、能力単位及び水平距離を満足する場合にあっては、重複して設置しないことができる。

例) ・ 施行令第 10 条第 1 項による消火器の設置義務のある防火対象物に施行規則第 6 条第 5 項に規定する部分が存する場合



(12) 項イ 耐火建築物 延べ面積 380 m²（各階 190 m²）

・ 建物について

$380 \text{ m}^2 \geq 150 \text{ m}^2$ （施行令第 10 条第 1 項の設置基準）

$380 / 100 = 3.8 \rightarrow 4$ 単位（A 火災）

・ 多量火気使用場所について

$20 / 25 = 0.8 \rightarrow 1$ 単位（A 火災）

$\rightarrow 1$ 階 2 単位 + 1 単位

2 階 2 単位

・ 2 階には A 火災適応消火器を設置すればよく、1 階については、各部分から水平距離 15m 以下であれば A 火災適応消火器を設置すれば、ボイラー専用の消火器はなくてもよい。

3 屋内消火栓設備

(1) 配管の水

ポンプ方式の配管内は、速やかな放水及び配管の腐食防止のため、常時充水（湿式）しておくものとする。

4 屋外消火栓設備

(1) 設置する場所

屋外消火栓は、原則として、出入口付近に設けること。

(2) 配管の水

ポンプ方式の配管内は、速やかな放水及び配管の腐食防止のため、常時充水（湿式）しておくものとする。

5 屋内外消火栓設備の代替について

(1) 粉末消火設備（移動式）

屋内外消火栓設備の設置義務の生じる既存の特定防火対象物以外の防火対象物又はその部分（地階、無窓階又は火災のときに煙が著しく充満するおそれのある場所を除く。）に施行令第18条の粉末消火設備（移動式）を技術上の基準に従って設置したときは、当該設備の有効範囲内の部分について屋内外消火栓設備を設置しないことができる。

(2) 粉末消火設備（移動式）の設置可能な場所について

既存の屋内外消火栓設備の設置を要する防火対象物又は仮設建築物で、普通階及び「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所」の階に限り、移動式粉末消火設備の設置を認める。なお、代替設置後、増改築等により無窓階及び「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」になった場合の代替の増設は認めない。

（平成16年12月24日消防予258号通知）

6 動力消防ポンプ設備

(1) 設置する場所

動力消防ポンプ設備（消防ポンプ自動車又は自動車によって牽引させるものを除く。）は、設置する水源ごとに、当該水源の採水口の付近で、かつ、風雨等の影響を受けない場所に設けること。

(2) 水源の水量

ア 他の消防用設備等の水源とは併用しないこと。ただし、相互の必要水量を合算した数値以上確保できる場合はこの限りではない。

イ 施行令第20条第4項第3号に規定する水量を、常時確保できるよう維持できるものであること。自然水利においても、同様とする。

第2 警報設備

1 自動火災報知設備

(1) 感知器を設置しないことができる箇所について

ア 押入れ等の床面積1㎡未満の区画

イ トイレ、浴室、シャワー室（脱衣所は、含まれない）

ウ 3辺が開放されている軒で軒先からの5m未満の部分

(2) 自動火災報知設備の感知器区域の間仕切り壁等について

自動火災報知設備の感知器区域の間仕切り壁上部に開口部を設けた場合、以下の条件に該当する場合に限り同一感知区域として取り扱う。

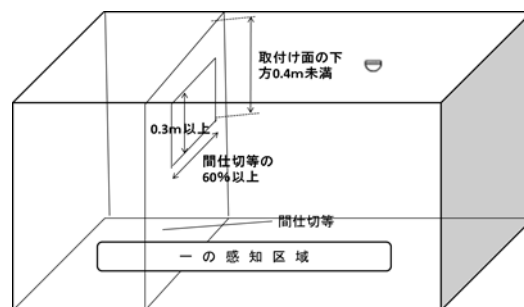
ア 感知区域の特例

(ア) 差動式スポット型、定温式スポット型、補償式スポット型、熱アナログ式スポット型の感知器

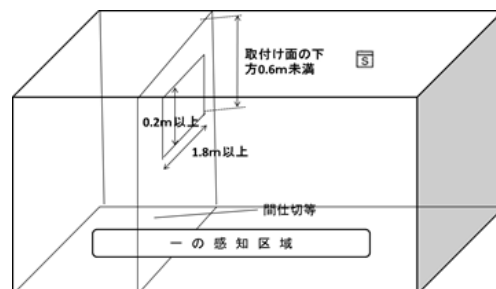
感知区域を構成する壁、はり等（以下「間仕切等」という。）の上方（取付け面の下方0.4m未満）の部分に、空気の流通する（欄間、ガラリ等で熱気流が有効に流通するものを含む。）開口部（高さ0.3m以上×間仕切等の幅の60%以上）を設けた場合は、隣接する2以上の感知区域を一の感知区域とすることができる。（図1参照）

(イ) イオン化式スポット型、光電式スポット型、煙複合式スポット型、イオン化アナログ式スポット型、光電アナログ式スポット型の感知器

感知区域を構成する間仕切等の上方（取付け面の下方0.6m未満）の部分に、空気の流通する（欄間、ガラリ等で煙が有効に流通するものを含む。）開口部（高さ0.2m以上×幅1.8m以上）を設けた場合は、隣接する2以上の感知区域を一の感知区域とすることができる。（図2参照）また、間仕切等の上部に開口部（0.3m以上×0.2m以上）を設け、その開口部から0.3m以内の位置に感知器を設けた場合は、当該隣接する感知区域を一の感知区域とすることができる。（図3参照）

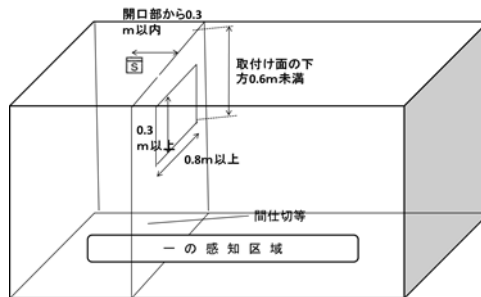


(図1)



(図2)

(図 3)



(3) 自動火災報知設備の感知器設置位置について

- ア スポット型の感知器は、換気口等の空気の噴出口（直接風が当たる方向）から 1.5m 以上離れた位置に設けること。
- イ 狭い居室や構造上全ての基準に準じて設置できないスポット型の煙感知器を設置する場合は、上記を最優先とし出入口付近に設けること。

第3 避難設備

1 避難器具

(1) 避難はしご

避難器具用ハッチに格納した避難はしごは、建物を見ながら降りられるように設置すること。

(2) すべり台

自力避難困難者（老人福祉施設の入所者、保育園の園児等）が入所する防火対象物に避難器具を設置する場合は、すべり台の設置が望ましい。

2 誘導灯

(1) 設置する箇所

避難口誘導灯は、避難口の上部又はその直近の避難上有効な箇所に設けるほか、以下によること。

ア 床面から誘導灯の下面までの高さが 2.5m 以下となるように設置すること。ただし維持管理が適切に行える場合はこの限りではない。

イ 防煙垂れ壁等が直近にある場合は、視認性を確保するため、防煙垂れ壁の下方に設けること。

通路誘導灯の設置する箇所は、施行規則第 28 条の 3 第 4 項第 3 号の 2 の規定による以外のものについては、ア及びイによること。

(2) 「容易に見とおし、かつ、識別することができる」の判断

障害物等により誘導灯を視認できない場合であっても、人が移動（5m 未満）することにより誘導灯を視認できる場合は、「容易に見とおし、かつ、識

別することができる」ものと判断する。

(※平成 11 年消防予第 245 号「誘導灯及び誘導標識に係る設置・維持ガイドライン」)

- (3) 蓄光式誘導標式の取り扱いについては、平成 22 年消予第 177 号のとおりとする。

第 4 消火活動上必要な施設に関する基準

1 非常コンセント設備

(1) 保護箱

ア 保護箱には、差込プラグ離脱防止用のフックを設けること。

イ 保護箱内には、日本産業規格 C8303 の接地形二極コンセントを 2 個設けること。

(2) 赤色の灯火

保護箱の上部に、赤色の灯火を設けること。ただし、施行規則第 31 条の 2 第 1 号に規定する非常コンセントの位置（床面又は階段の踏面からの高さが 1 m 以上 1.5m 以下の位置）であれば、保護箱の側部とすることができる。

2 連結送水管

配管内は、速やかな放水及び配管の腐食防止のため、常時充水（湿式）しておくものとする。

第 4 章 火災予防条例

第 1 条例の届出

1 露店等の開設届出書について

対象火気器具を使用する催しに際して行う露店等の開設については、次の場合は、多数の者が集合する催しには該当しないものとして届出は不要とする。

- (1) 近親者によるバーベキュー
 (2) 幼稚園のもちつき大会（子どもと父母等のみの場合）
 (3) 子ども会又は町内会における屋外催し（子どもと父母又は町内住民等のみの場合）（※平成 26 年消防予第 33 号「改正火災予防条例（例）の運用について（通知）」）

2 露店等の消火器の設置について

露店等ごとに 1 本以上を設置すること。（業務用粉末消火器 ABC10 型推奨）
 例）・テント 2 張以上に渡り、同一の出店者が露店を開設した場合は、水平距離 15 m 以下の算出を基準に消火器を追加する。

3 変電設備、急速充電設備（以下「変電設備等」という。）の全出力の算定について

変電設備等の全出力は、受電用遮断器の負荷側に接続される変圧器の定格容量（KVA）（一の変圧器で 5 KVA 未満のものを除く。以下同じ。）の和（主変圧器がある場合で当該変圧器の二次側に接続される変圧器を除く。）に以下の表の係数を乗

じて算定すること。ただし、2つ以上の設置場所に分散して設けた場合は当該設置場所ごとに算定すること。

変圧器の定格容量の合計 (KVA)	係数
500 未満	0.80
500 以上 1,000 未満	0.75
1,000 以上	0.70

4 石窯の取扱いについて

飲食店に設置してある石窯は、条例第3条の4 厨房設備として取り扱うものとし、当該石窯に煙突がある場合は、条例第19条の2火を使用する設備に附属する煙突とする。

5 玩具用煙火について

- (1) 売場陳列については、総薬量5kg未満で炎等又は高温体との接近及び直射日光を避けて保管すること。
- (2) 売場以外（バックヤード等）については、総薬量5kg以上25kg以下は上記かつ、ふたのある不燃性容器に入れ、又は防火処理を施した覆いをして保管すること。なお、総薬量25kgを超えるものは持込不可とする。

第2 少量危険物

1 危険物を取扱う設備について

- (1) 危険物を取扱う設備とは、吹付塗装設備、洗浄作業用設備、焼入れ作業用設備、消費設備（ボイラー、バーナー）、油圧装置、潤滑油循環装置などをいうが、エンジン式発電設備は消費設備として取り扱う。
- (2) 危険物を取り扱う設備の周囲に幅3m以上の空地（保有空地）を設けること。
当該設備から3m未満に建築物の壁及び柱がある場合、その壁及び柱が耐火構造であれば3m未満でもよい。（出入口以外の開口部を有しないものに限るが、特定防火設備（建築基準法施行令第112条第1項）が設けられているものについては、この限りでない。
- (3) 複数の少量危険物貯蔵取扱所（危険物を取扱う設備）を設置する場合は、タンク間の距離を1m以上確保することにより、空地を相互に重複することができる。（令和2年3月17日消防危第71号「指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクに係る火災予防条例（例）の運用について」）

2 同一場所で貯蔵し、又は取扱う危険物の数量算定について

- (1) ボイラー、発電設備等の危険物の消費については、1日における計画又は実績消費量のうち、いずれか大なる数量をもって算定する。
- (2) 貯蔵施設と取扱施設とが同一工程にある場合（ボイラーとボイラー用燃料タンクが同一の室内に設けた場合等）は、貯蔵する危険物の全量（タンクの容量）

と取扱う危険物の全量（消費する危険物量）とを比較して、いずれか大きい方の量とする。

3 屋外の少量危険物貯蔵取扱所について

- (1) 危険物を取扱う設備、装置等（危険物を取り扱う配管その他これに準ずる工作物を除く。）は、当該設備等を水平投影した外側を起点として必要な幅を保有すること。なお、同一敷地内において、2つ以上の少量危険物貯蔵取扱所を隣接して設置する場合の相互間は、それぞれが保有すべき空地のうち大きな幅の空地のみを保有すれば足りる。
- (2) 危険物を貯蔵し、又は取扱う屋外の場所（移動タンクを除く。）の周囲には、容器等の種類及び貯蔵し、又は取扱う数量に応じ、次の表に掲げる幅の空地を保有するほか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造（建築基準法第2条第8号）の壁又は不燃材料で造った壁に面するときは、この限りではない。

容器等の種類	貯蔵し、又は取扱う数量	空地の幅
タンク又は金属製容器	指定数量の2分の1以上指定数量未満	1 m以上
その他の場合	指定数量の5分の1以上2分の1未満	1 m以上
	指定数量の2分の1以上指定数量未満	2 m以上

- (3) 防火上有効な塀（防火塀）の材質は特定不燃材料とし、高さは1.5m以上とする。ただし、貯蔵又は取り扱いに係る施設の高さが1.5mを超える場合には、当該施設の高さ以上であること。

4 屋内の少量危険物貯蔵取扱所について

- (1) 構造規制を受ける範囲は、原則として室内全体とする。「室」の内部に間仕切り壁を設け、当該壁に開口部を設ける場合には、防火設備（建築基準法第2条9号の2ロ、9号の3）としないことができる。
- (2) 「危険物が浸透しない構造」とは、コンクリート、金属板等で造られたもの。
- (3) 「適当な傾斜をつけ、かつ、溜枳を設けること」とは、壁、せき、排水溝等と組み合わせて、漏れた危険物を容易に回収できるものであること。

5 屋外タンクについて

- (1) 2つ以上の屋外タンクを隣接して設置する場合は、屋外タンク相互間の距離を1 m以上とする。
- (2) 屋外タンクとタンク以外の屋外の少量危険物貯蔵所取扱所を隣接して設置する場合は、屋外タンクと当該貯蔵取扱所との距離を2 m以上とする。
- (3) タンク周囲に設ける流出止め容量は、タンクの全量を収容できるものとする。

6 屋内タンクについて

- (1) ボイラー等を併設する場合は、タンクとボイラー等のたき口との水平距離を2 m以上とすること、又はタンクとボイラー等のたき口との間に、タンク頂部まで達する高さの防火上有効な遮へいを設けること。なお、この場合、遮へいとタンク及びボイラー等との間に点検が容易に行われる間隔を保つこと。
- (2) タンク周囲に設ける流出止め容量は、タンクの全量を収容できるものとする。

平成 13 年制定

《改正履歴》

平成 20 年 11 月 1 日	改正
平成 29 年 4 月 1 日	改正
平成 30 年 3 月 28 日	改正
令和 2 年 7 月 8 日	改正
令和 3 年 1 月 4 日	改正
令和 3 年 6 月 1 日	改正
令和 3 年 6 月 14 日	改正
令和 4 年 5 月 11 日	改正
令和 5 年 1 月 1 日	改正
令和 5 年 4 月 1 日	改正
令和 5 年 6 月 22 日	改正
令和 5 年 7 月 21 日	改正
令和 6 年 月 日	改正